

福井県中小企業育成資金（小口）要綱

1	目的	小規模企業者に対し、事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、小規模企業者の経営基盤の強化に寄与することを目的とする。	
2	融資対象者	県内において、1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者	*小規模企業者の定義 P.2「共通2(2)」参照
3	融資限度額	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内)	*融資限度額とは、すべての中小企業育成資金(小口)を合算した1年度当たりの限度額です。 P.3「共通5(2)」参照
4	用途および 融資期間	設備資金 7年以内(据置1年以内を含む。) 運転資金 7年以内(据置1年以内を含む。)	
5	融資利率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	*2019年4月1日現在 0.90%以下
6	信用保証	保証協会の保証を必ず付けること。 本資金は、国の定める小口零細企業保証制度に対応した資金である。	*本資金利用による融資については、責任共有制度の対象外となります。
7	保証料補給	次のいずれかに該当する融資金に係る保証については、県が保証料相当額を負担する。 〔企業の育児・介護・再雇用支援分〕 ①女性の職場復帰等支援事業で定める育児・介護等支援制度が導入されていることの確認を受け、通知を受けた小規模企業者 ②従業員の子育てがしやすい職場づくりに取り組み、子育てモデル企業として、認定を受けた小規模企業者 ③子育て中の男性社員の支援に取り組み、父親子育て応援企業として、知事表彰または登録を受けた小規模企業者 〔企業の女性活躍推進分〕 女性の活躍に向けて積極的に取り組みを推進し、「ふくい女性活躍推進企業プラス+」として、県の登録を受けた小規模企業者 〔労働環境整備支援分〕	*県が保証協会に対し保証料の全額を負担するため、小規模企業者は保証協会に対し保証料を支払う必要はありません。 融資申込みの前に県産業政策課の事前確認(2~3日)が必要となります。本要綱9に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。 確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。 また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。 *〔企業の育児・介護・再雇用支援分〕 ①、②については、新規募集は終了していますが、すでに交付・認定された中小企業者を対象とします。 県労働政策課 TEL: 0776-20-0389 ※届出受理通知は発行日または認定年度から3年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。 ③に該当する場合は、県子ども家庭

働きやすい職場づくりに取り組む企業として、県の認定を受けた小規模企業者

課において手続きが必要です。
県子ども家庭課
TEL：0776-20-0341
※表彰または登録年度から3年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。
〔企業の女性活躍推進分〕
該当する場合は、県女性活躍推進課において手続きが必要です。
※登録期間内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。
県女性活躍推進課
TEL：0776-20-0319
〔労働環境整備支援分〕
該当する場合は、労働政策課において手続きが必要です。
県労働政策課
TEL：0776-20-0389
※認定から3年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とします。

8 担保・保証人 保証協会の定めによる。

- 9 必要書類
- (1) 融資申込書2部〔様式第1号-1、2〕
 - (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書
 - (3) 直近2期分の決算書
 - (4) 資金需要を証する書類（設備資金の場合に限る）
 - (5) 融資対象者であることを証する書類
 - 〔企業の育児・介護・再雇用支援分の場合〕
 - ①については、「育児・介護等支援制度導入届出受理通知書（写）」
 - ②については、「子育てモデル企業に認定された際の認定書（写）」
 - ③については、「父親子育て応援企業知事表彰を受けた際の表彰状（写）」または「父親子育て応援企業登録通知書（写）」
 - 〔企業の女性活躍推進分の場合〕
 - 「ふくい女性活躍推進企業プラス+の登録通知書（写）」
 - 〔労働環境整備支援分の場合〕
 - 「働きやすい職場づくりに取り組む企業として認定された際の認定書（写）」
 - (6) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類

*様式第1号-1、2はメニューに応じて利用してください。

10 その他注意事項 保証を付する場合の保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。